



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

546	クリーニング師の研修の指定	(食品・生活衛生課).....	1
547	クリーニング所の業務従事者講習の指定	(").....	2
548	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	2
549	"	(").....	2
550	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の変更	(").....	3
551	"	(").....	3
552	"	(").....	3
553	"	(").....	3
554	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更	(").....	4
555	救急病院の申出の撤回	(医務課).....	4
556	救急診療所の認定	(").....	4
557	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	4
558	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
559	道路の供用開始	(").....	6
560	"	(").....	6
561	道路の区域変更	(").....	7
562	道路の供用開始	(").....	7
563	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	7
564	土砂災害警戒区域の指定	(").....	8
565	公有水面埋立ての免許の出願	(港湾空港課).....	10
566	一般競争入札による落札者の決定	(教育委員会).....	11
567	"	(").....	12

○ 公安委員会告示

26	道路交通法の規定による指定講習機関の指定	12
----	----------------------	-------	----

○ 公告

入札公告	(総務事務集中課).....	12
------	----------------	----

○ 正誤

平成24年4月24日付け和歌山県報第2350号和歌山県告示第442号中	15
-------------------------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第546号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修(第1型研修)を次のとおり指定した。

平成24年5月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
- (2) 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所
平成24年10月14日（日）	有田市文化福祉センター(有田市箕島27番地)
平成24年11月11日（日）	御坊商工会議所(御坊市菌350番地)

3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

和歌山県告示第547号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3に規定するクリーニング所の業務従事者講習（第2型講習）を次のとおり指定した。

平成24年5月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
- (2) 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号

2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日

- (1) 講習受付期間 平成24年8月13日（月）から同年9月10日（月）まで
- (2) レポート提出締切年月日 平成24年11月12日（月）

3 受講料

クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

和歌山県告示第548号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年5月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
コスモファーマ薬局次郎丸店	和歌山市次郎丸167-16	森崎隆宏	平成24.6.1

和歌山県告示第549号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年5月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問	指定

		看護ステーション等の名称	年月日
三ツ星薬局	日高郡美浜町吉原261	高岡靖司	平成 24. 6. 1

和歌山県告示第550号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の変更の届出があったので公示する。

平成24年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害児通所支援の種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3050100 415	親と子の広場・アン	児童発達支援	事業所の名称	児童デイサービス親と子の広場・アン	親と子の広場・アン	平成 24. 4. 1

和歌山県告示第551号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の変更の届出があったので公示する。

平成24年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害児通所支援の種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3051400 038	さくらっ子	児童発達支援 放課後等デイサービス	事業所の名称	児童デイサービスさくらっ子	さくらっ子	平成 24. 4. 1

和歌山県告示第552号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の変更の届出があったので公示する。

平成24年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害児通所支援の種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3051000 069	つくしんぼ園	児童発達支援	利用定員	30人	20人	平成 24. 4. 1

和歌山県告示第553号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の変更の届出があったので公示する。

平成24年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所	事業所の名称	障害児通所支援	変更事項	変更前	変更後	変更

番 号		の 種 類				年 月 日
3051700 098	粉河障害児学童 クラブ青空	放課後等デ イサービス	利用定員	10人	20人	平成 24. 4. 1

和歌山県告示第554号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）において、同法第64条の規定により次のとおり変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
ヒロセ調剤薬局	田辺市高雄3丁目12-8	医療機関の所 在 地	田辺市高雄3丁目12-9	田辺市高雄3丁目12-8	平成 24. 4. 18

和歌山県告示第555号

次の病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成24年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人三日月会 月山病院
- 2 所在地 和歌山市小松原通1丁目3番地
- 3 失効日 平成24年3月31日

和歌山県告示第556号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人三日月会 月山医院
- 2 所在地 和歌山市小松原通1丁目3番地
- 3 有効期限 平成27年4月1日

和歌山県告示第557号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成24年5月18日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 松源湯浅店
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅字走上り1641-1 他15筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松源 代表取締役 桑原一良
和歌山県和歌山市田屋138番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松源 代表取締役 桑原一良
和歌山県和歌山市田屋138番地
株式会社ジップドラッグ 代表取締役 富田孝行
愛知県名古屋市区宝地町340番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年11月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,809㎡
- 6 駐車場の収容台数
119台
- 7 駐輪場の収容台数
63台
- 8 荷さばき施設の面積
荷さばき施設① 92.25㎡
荷さばき施設② 25㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
25㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
出入口5ヶ所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設① 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設② 午前6時から午前8時30分まで
- 14 届出年月日
平成24年4月27日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課 (有田郡湯浅町湯浅2355-1)
湯浅町産業観光課 (有田郡湯浅町湯浅1055-9)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成24年5月18日から平成24年9月18日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 168号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
新宮市熊野川町田長字大末谷23 9番1地先から新宮市熊野川町田 長字田長谷19番地先まで	旧	8.20 } 31.10	87.00	
同上	新	8.20 } 31.10	87.00	

和歌山県告示第559号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 168号

供用開始の区間 新宮市熊野川町田長字大末谷239番1地先から同市熊野川町田長字田長谷19番地先まで

供用開始の期日 平成24年5月18日

和歌山県告示第560号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 168号

供用開始の区間 新宮市熊野川町大字田長字猪ノ井218番2地先から同市熊野川町大字能城山本字竹ノ前
321番4地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日 平成24年5月18日

和歌山県告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市直川字六反田519番1地内	旧	6.70 } 10.55	65.90	
和歌山市直川字六反田520番1地先から同市直川字六反田520番3地先まで	新	6.70 } 13.32	65.90	

和歌山県告示第562号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市直川字六反田520番1地先から同市直川字六反田520番3地先まで

供用開始の期日 平成24年5月18日

和歌山県告示第563号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

大浦谷1（1-201-1-141）、大浦谷2（1-201-1-142）、大浦谷3（1-201-1-143）、西浜谷1（1-201-1-144）、西浜谷3（1-201-1-146）、雑賀崎北谷1（1-201-2-101）、雑賀崎北谷2（1-201-3-039）、雑賀崎北谷3（1-201-3-040）、和歌浦西谷1（1-201-1-138-1）、和歌浦西谷1（1-201-1-138-2）、御手洗池西谷（1-201-1-154）、天神山南谷（1-201-2-102）、雑賀崎（I-297）、打越（I-349）、打越

(2) (I-350)、秋葉町・東高松(I-351)、塩屋(I-352)、秋葉町(2)(I-379)、関戸(I-381)、出島の坪(I-388)、大浦(2)(I-389)、西浜(I-390)、雑賀崎(14)(I-391)、雑賀崎(1)・雑賀崎(東ノ丁)・雑賀崎(東山)(I-392)、雑賀崎(3)・北浦(I-393)、雑賀崎(東ノ丁)・雑賀崎(3)(I-394)、雑賀崎(13)(I-395)、雑賀崎(11)(I-396)、雑賀崎西ノ丁(1)(I-397)、雑賀崎(東ノ丁)・雑賀崎(1)(I-2141)、大浦(I-2237)、西浜(3)(I-3427)、西浜(2)(I-3428)、雑賀崎西ノ丁・雑賀崎(5)(I-3429)、雑賀崎(6)(I-3430)、西浜(6)(I-3431)、関戸3丁目(I-3434)、秋葉町(4)(I-3435)、塩屋(2)(I-3436)、宇須4丁目(I-3604)、関戸4丁目(I-3611)、西浜(4)(I-3612)、関戸5丁目(I-3613)、関戸3丁目(2)(I-3614)、秋葉町(3)(II-2082)、東高松4丁目(II-2083)、雑賀崎(5)(II-2099)、雑賀崎(7)(II-2100)、雑賀崎(8)・雑賀崎(3-1)(II-2101)、雑賀崎(9)(II-2102)、雑賀崎(10)(II-2103)、西浜(4)(II-2104)、西浜(5)(II-2132)、塩屋六丁目(I-353)、和歌浦中1(2)(I-354)、和歌浦(2)(I-372)、和歌浦(4)(I-373)、和歌浦中(3)(I-374)、鶴立島(I-380)、関戸(1)(I-382)、和歌浦中1(2)・和歌浦中(I-383)、和歌浦中1(I-384)、津屋(I-385)、権現前(I-386)、和歌浦(1)(I-387)、田ノ浦(8)(I-404)、出島の坪(I-3433)、和歌浦東1丁目(I-3437)、和歌浦(3)(I-3438)、和歌浦西2丁目(I-3615)、和歌浦中(3)(I-3623)、和歌浦東1丁目(2)(I-3628)、新和歌浦(2)(II-2080)、和歌浦西1丁目・関戸(1)(II-2105)、和歌浦天満宮(II-2106)、新和歌浦(1)(II-2113)、新和歌浦(3)(II-2150)、和歌浦中3丁目(301)(III-1110)、田ノ浦(2)(I-364)、田ノ浦(3)・田ノ浦・田野(I-366-1)、田ノ浦(3)・田ノ浦・田野(I-366-2)、田の浦(2)(I-369)、田ノ浦(4)(I-370)、田ノ浦(5)(I-371)、田野(2)(II-2112)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

円珠院北谷(1-201-1-136)、秋葉山北谷(1-201-1-137)、和歌浦西谷2(1-201-1-139)、和歌浦西谷3(1-201-1-140)、西浜谷2(1-201-1-145)、西浜谷4(1-201-1-147)、東照宮西谷(1-201-1-155)、奥天神谷(1-201-1-153)、田の浦谷(1-201-1-152)、雑賀崎(2)・雑賀崎(中ノ丁)(I-402)、雑賀崎(2)・北浦(1)(I-3402)、雑賀崎(4)(I-3610)、田野(1)(II-2111)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年5月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域の名称

御殿川左支溪(3-344-1-083)、御殿川左支溪(3-344-1-084)、御殿川左支溪(3-344-1-085)、御殿川左支溪(3-344-1-086-1)、御殿川左支溪(3-344-1-086-2)、御殿川左支溪(3-344-1-087)、御殿川左支溪(3-344-1-088)、御殿川左支溪(3-344-2-076)、御殿川左支溪(3-344-2-077)、御殿川左支溪(3-344-2-078)、御殿川左支溪(3-344-2-079)、御殿川左支溪(3-344-3-019)、内子谷左支溪(3-344-1-038)、御殿川右支溪(3-344-1-039)、御殿川右支溪(3-344-1-040)、有田川右支溪(3-344-1-050)、御殿川右支溪(3-344-1-051)、御殿川右支溪(3-344-1-052)、御殿川右支溪(3-344-1-053)、御殿川右支溪(3-344-1-054)、御殿川右支溪(3-344-1-055)、御殿川右支溪(3-344-1-056)、御殿川右支溪(3-344-1-057-1)、御殿川右支溪(3-344-1-057-2)、御殿川右支溪(3-344-1-058)、御殿川右支溪(3-344-1-059)、御殿川右支溪(3-344-1-060)、御殿川右支溪(3-344-1-061)、御殿川右支溪(3-344-1-062)、御殿川右支溪(3-344-1-063)、御殿川右支溪(3-344-1-064)、御殿川右支溪(3-344-2-074)、御殿川右支溪(3-344-1-041)、御殿川右支溪(3-344-1-042)、御殿川右支溪(3-344-1-043)、御殿川右支溪(3-344-1-044)、御殿川右支溪(3-344-1-045)、御殿川右支溪(3-344-1-046)、御殿川右支溪(3-344-1-047)、御殿川右支溪(3-344-1-048)、御殿川右支溪(3-344-1-049)、御殿川右支溪(3-344-2-073)、御殿川右支溪(3-344-3-010)、御殿川右支溪(3-344-3-011)、高野山中ノ橋1(I-3224)、高野山中ノ橋2(I-3225)、高野山中ノ橋4(I-3226)、高野山中ノ橋3(I-3242)、高野山中ノ橋5(I-3243)、高野山中ノ橋6(II-1155)、高野山中ノ橋7(II-1156)、高野山中ノ橋8(II-1157)、高野山中ノ橋20(II-10023)、高野山中ノ橋21(II-10024)、高野山中ノ橋17(III-283)、高野山中ノ橋19(III-290)、高野山1(I-78)、高野山2(I-79)、高野山3(I-80)、高野山6(I-85)、高野山愛宕谷1(I-3208)、高野山愛宕谷2(I-3209)、高野山大門西部2(I-3210)、高野山文化通1(I-3211)、高野山文化通2(I-3212)、高野山文化通3(I-3213)、高野山学校通1(I-3214)、高野山学校通2(I-3215)、高野山弁天通1(I-3216)、高野山弁天通2(I-3217)、高野山南小田原1(I-3218)、高野山南小田原2(I-3219)、高野山大門西部3(II-1126)、高野山弁天通3(II-1131)、高野山南小田原3(II-1132)、高野山南小田原4(II-1133)、高野山南小田原5(II-1134)、高野山南小田原6(II-1135)、高野山南小田原7(II-1136)、高野山明遍通2(II-1137)、高野山明遍通3(II-1138)、高野山蓮花谷4(II-1140)、高野山明遍通5(II-1141)、高野山明遍通6(II-1142)、高野山文化通5(I-10005)、高野山文化通6(I-10006)、高野山弁天通4(I-10007)、高野山南小田原8(II-10012)、高野山南小田原9(II-10013)、高野山南小田原10(II-10014)、高野山5(I-82)、高野山明遍通1(I-3222)、高野山玉川通1(I-3223)、高野山中ノ橋9(II-1158)、高野山中ノ橋14(II-1269)、高野山中ノ橋15(II-1270)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第565号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、同項に規定する書面及び関係図書を和歌山県土整備部港湾空港局港湾空港課、和歌山下津港湾事務所及び海南市役所に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有するものは、縦覧期間満了の日まで、和歌山下津港港湾管理者和歌山県代表者と和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成24年5月18日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県海南市日方1525番地6
- (2) 名称 海南市
- (3) 代表者住所 和歌山県海南市名高503番地7
- (4) 代表者氏名 海南市長 神出政巳

2 埋立区域

(1) 位置

海南市築地1番地12、1番地84、1番地85、1番地83、1番地1及び8番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から10の地点までを順次に結んだ線、10の地点と1の地点を結ぶ平成23年の春分の満潮位（D. L. +1.90m）における公有水面と既設防潮堤との境界線により囲まれた区域

基点（国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2）

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

1の地点 基点から152度23分14秒 1,728.01mの地点

2の地点 1の地点から175度50分14秒 2.13mの地点

3の地点 2の地点から265度44分01秒 0.68mの地点

4の地点 3の地点から175度50分14秒 8.87mの地点

5の地点 4の地点から265度50分14秒 124.54mの地点

6の地点 5の地点から266度23分37秒 146.29mの地点

7の地点 6の地点から311度23分38秒 11.05mの地点

8の地点 7の地点から356度23分38秒 1.16mの地点

9の地点 8の地点から266度23分38秒 0.68mの地点

10の地点 9の地点から356度23分38秒 2.06mの地点

(3) 面積

2,927.52㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

海南市築地1番地12、1番地84、1番地85、1番地83、1番地1、1番地100及び8番地並びに同市日方字新濱1249番地29及び1249番地30の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とワの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2）

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

イの地点 基点から151度25分56秒 1,738.23mの地点
ロの地点 イの地点から176度04分51秒 63.38mの地点
ハの地点 ロの地点から266度08分20秒 339.92mの地点
ニの地点 ハの地点から356度23分38秒 62.17mの地点
ホの地点 ニの地点から86度23分38秒 23.13mの地点
への地点 ホの地点から356度00分00秒 7.39mの地点
トの地点 への地点から93度48分31秒 6.25mの地点
チの地点 トの地点から116度06分20秒 8.80mの地点
リの地点 チの地点から101度21分18秒 3.15mの地点
ヌの地点 リの地点から85度29分49秒 52.71mの地点
ルの地点 ヌの地点から85度51分50秒 12.64mの地点
ヲの地点 ルの地点から87度10分33秒 36.73mの地点
ワの地点 ヲの地点から86度40分17秒 63.53mの地点

(3) 面積

21,542.66㎡

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 公有水面埋立免許願書の出願年月日

平成24年4月20日

和歌山県告示第566号

平成24年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県立図書館資料（図書）納入業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立図書館総務課
和歌山市西高松一丁目7番38号
- 3 落札者を決定した日
平成24年3月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
和歌山県図書資料納入協同組合
和歌山市元寺町一丁目69番地
- 5 落札金額（各1冊当たりの納入価格）
資料本体価格の97.7パーセント
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成24年2月3日

和歌山県告示第567号

平成24年度和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立図書館総務課
和歌山市西高松一丁目7番38号
- 3 落札者を決定した日
平成24年3月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
和歌山県図書資料納入協同組合
和歌山市元寺町一丁目69番地
- 5 落札金額（各1冊当たりの納入価格）
資料本体価格の98.0パーセント
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成24年2月3日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第26号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、指定講習機関として次の者を指定した。

平成24年5月18日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

名称及び住所並びに代表者の氏名			特定講習の業務を行う 事務所の名称及び所在地		特定講習の種別	指定を行 った 年月日
名 称	住 所	代表者の氏名	事務所の名称	事務所の所在地		
株式会社みなべ 自動車学校	和歌山県日高郡 みなべ町芝519 番地	猪野佳優	みなべ自動車学 校	和歌山県日高郡 みなべ町芝519 番地	取消処分者講習	平成 24. 4. 5

公 告

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成24年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

平成24年度 調達案件番号20120002128号

(2) 調達案件名

マイクロソフトオフィスソフトスタンダード2010 ライセンス

(3) 調達物品の名称及び数量

マイクロソフトオフィスソフトスタンダード2010 ライセンス 1,766本

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

平成24年7月13日（金）

(6) 納入場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課（和歌山市湊通丁北一丁目2の1番地）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「情報処理用品」に登録されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成24年5月18日（金）から同年6月20日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

平成24年6月27日（水）午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成24年6月26日（火）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成24年6月26日（火）午前9時から同月27日（水）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場
所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

(5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌
山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調
達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Microsoft Office Soft Standard 2010 License : 1766 (and Installation Disk Kit : 1disk)

(2) Time limit for tender : 10:00 a.m. 27 June 2012

(3) Contact point for the notice : Business Center Division,

Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City,
Japan 640-8585

TEL 073-441-2294

正 誤

正 誤

平成24年4月24日付け和歌山県報第2350号和歌山県告示第442号中

ページ	行目	誤	正
7	下から12及び11	字下地321番4地先まで	字竹ノ前321番4地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）